

(一社) 茨城県環境保全協会 協会だより

平成 29 年度
第 5 号 (通巻第 38 号)
平成 29 年 8 月 1 日発行
一般社団法人茨城県環境保全協会
発行担当 広報委員会
水戸市平須町 1825-192 平須ビル 202
TEL 029-303-6007
FAX 029-303-6008
Mail info@kankyo-ibaraki.com

一般廃棄物実務管理者講習会開催



7月20日(木)に、水戸市笠原の茨城県開発公社ビル会議室において、「一般廃棄物(ごみ)実務管理者講習会」を開催いたしました。
当日は平日にもかかわらず、約50名近くの受講者が集まり、また水戸市、石岡市、鹿嶋市の一般廃棄物担当部署の方にも受講いただき、盛大に講習会を開催することができました。当日受講いただいた

皆様、ありがとうございます。協会では今後も会員企業の皆様の業務に役立つ講習会等を開催してまいりますので、その際には奮ってのご参加をお願いいたします。
講習会は午前9時30分より受付を開始し、10時に開講いたしました。開講に先立ち開催団体として当協会の長塚副理事長より、業務上今後はより

安全管理やコンプライアンスの徹底が求められる中での講習会の重要性などについて挨拶があり、その後(一財)日本環境衛生センターによる講習が始まりました。
講習内容は、午前中に「一般廃棄物処理事業従事者の心構え」「廃棄物処理法の解説」が行われ、昼食をはさみ午後「廃棄物処理法の解説」「収集運搬業務管理」「労働安全衛生」と講義があり、午後4時40分に終了し、参加した皆様には修了証が交付されました。
当講習会は、全国的に一般廃棄物処理業の許可更新の際に修了証の提出も求められる自治体が増えつつあり、県内においても水戸市では処理業に関する専門の技術及び知識を有していることを証明する書類として「処理責任者が



(一財)日本環境衛生センターが行う一般廃棄物に関する講習やそれに類する講習を受講した場合、修了したことを証する書類が更新の際の提出書類として明記されております(必須ではありません)。
今後は同様の自治体が増えることも予想されており、今回修了証を受け取った方は、次回の許可更新の際に、自ら役所へ提出いただき、事業者としてこのような講習を受け専門的な知識の修得に努めているということのアピール材料にご活用ください。

また、今回の講習内容は特に業務の安全や法例遵守(コンプライアンス)について詳細に説明されておりますので、これからの一般廃棄物処理業務に役立てていただき、社内においても今回受講した方が中心となり、もう一度業務の見直しを行い安全やコンプライアンスの再点検をお願いします。

7月度定例役員会の開催

7月13日(木)午前10時より水戸市内平須町の協会事務局において7月度の定例役員会を開催いたしましたので、当日の議事内容等についてご報告いたします。



出席理事
秋山理事長 池田副理事長 早川・犬塚・佐野・小沼・星山・山村・岡島理事(理事14名中9名出席)

露崎・佐藤監事

協議事項

① 協会だよりについて

7月号の内容について広報委員会より提案があり、承認されました。

② 霞ヶ浦環境科学センター夏祭りについて

夏祭りへの出店内容について協議し、パンフレットの配布や缶バッジの制作等を行うこととしました。

報告事項

① 不法投棄防止パトロールについて(笠間市)

② 一般廃棄物(ごみ)実務管理者講習会について
以上の内容で役員会を行い、正午近くに閉会いたしました。

(公社)茨城県水質保全協会との意見交換会を開催

7月13日(木)当協会の定例役員会終了後に、水戸市吉沢町の(公社)茨城県水質保全協会会議室において、今年度第1回の意見交換会を開催し、浄化槽関連事案について話し合いました。

水質保全協会からは、成田理事長、三好専務理事、検査部江尻次長、検査部余水室長が出席され、当協会からは、秋山理事長、池田副理事長、犬塚理事が出席いたしました。

当日は茨城県の浄化槽検査業務指定機関である水質保全協会と、浄化槽法等に則った清掃を含む管理について今後の進め方等について意見の交換を行いました。

その中で指定検査機関である水質保全協会より、11条検査で訪問した際に、槽内に巻貝が大量に発生し水質が悪化している浄化槽が見受けられることから、大雨等で放流先からの逆流等で侵入してしまっているものと思われるが、もし川の水を漲水として使用している実情があれば極力避けてほしいとの申し入れがあり、当協会としては、現状では漲水に河川等の水を使用しているケースはほとんどないと考えられるが、改めて協会会員には協会だより等の媒体を利用して告知をすることとしました。

また、現在は11条検査の際の書類検査について、浄化槽の管理者に清掃記録票の提示を求めているが、発行されていないケースや、発行されていても清掃業者独自様式による内容の不足、協会様式(茨城県指定様式)の記録票を使用しているも、記載不備だったりするケースが見受けられるので、清掃業者への正しい記載等の徹底方法についても検討いたしました。この件について、環境保全協会としては会員企業に対し改めて文書や協会だより等を通

じて、適切な記載と管理者への交付徹底を呼び掛けるとともに、経営者向けの講習会等の検討、茨城県とも協議を行いながら各市町村の浄化槽清掃担当部署から許可業者への指導等の方法について検討することとしました。

水質保全協会から浄化槽管理者向けに発送される「浄化槽法定検査のご案内」というのがきにも当日準備する書類として、保守点検記録票・清掃記録票と朱書きしてあります。

当協会からは、昨年末に水戸市において実施された、合併浄化槽の設置に際して補助金を受給した管理者を対象とした意識調査について説明し、その中でも清掃に関する実態で、「実施している」と回答した管理者は7割以上に上るものの、回数を尋ねたところ年4回以上と回答した管理者も多く、実際には保守点検と清掃を混同している管理者が多く見受けられるなどの問題点があることが報告され、茨城県の浄化槽指導要綱の第7条にも公益法人として社会に寄与するよう事業を行うとされている水質保全協会及び環境保全協会の2団体が協力しながら、茨城県と共に管理者への正しい知識の啓もう活動等を行い、浄化槽の適切な管理を通じて茨城県内の水環境の保全に努めることとし、継続して意見交換会を開催することで合意いたしました。

会員の皆様においては、**浄化槽の清掃を管理者から委託され実施した際には、必ず適正な記録票を作成し、管理者へ説明の上交付してください。**これは環境省令浄化槽施行規則第5条にも明記されております。

今回の意見交換会は年末頃を予定しております。



機能説明用ミニチュア浄化槽

協会で、浄化槽の仕組みや機能を通じて清掃の必要性をわかりやすく説明することのできる、スケルトン(透明)タイプ

の浄化槽ミニチュアモデルを購入いたしました。このミニチュア浄化槽は、「嫌気ろ床担体流動循環方式」を正確に再現しており、水槽用エアポンプでバルブの切り替えにより、ばっ気やエアリフトポンプによる沈殿槽からの汚泥返送の仕組みもよくわかるようになっております。

お客様への説明や従業員教育などにも利用できると思いますので、貸出や購入を希望される会員の方は協会事務局までご連絡をお願いします。

県政要望書を提出

当協会は、今年度もいばらき自民党に対し県政要望書を提出しました。

内容は昨年同様、法令等に則った適正な浄化槽の管理について、茨城県として県民に対し啓蒙活動を行い、必ず年1回の浄化槽清掃を実施するように対応をお願いしたいということ、当業界として、仕事量の減少に関して、いわゆる合特法の趣旨に則った代替業務の斡旋について、県から各市町村への指導をお願いしたいといった内容です。

今後も各方面と協議の上、県の環境保全が当協会会員の仕事量の増加につながるような活動を行ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

熱中症に注意

今年もこれからまだしばらくは暑い日々が続くと予想されます。会員企業におかれましても、熱中症に留意して、安全で健康にお過ごしいただきますよう、ご祈念申し上げます。